平成２７年（フ）第１３号
北海道網走市北５条西７丁目３番地　コーポ橋北
債務者　川畠　　仁
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
岩手県奥州市江刺区八日町２丁目５番19号
債務者　澤口　弘志
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第５１号
山形県飽海郡遊佐町直世字出這96番地
債務者　佐藤　利幸
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１０９号
群馬県館林市当郷町217番地の１　フラワーレークコーポ一101、前住所群馬県館林市尾曳町14番38号
債務者　前田　伸二
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１１０号
群馬県館林市当郷町217番地の１　フラワーレークコーポ一101、前住所群馬県館林市尾曳町14番38号
債務者　前田　文枝
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第３３０号
埼玉県日高市大字梅原75番地、前住所埼玉県日高市大字栗坪243番地５
債務者　堀口　泰史
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８８号
埼玉県川越市大字笠幡156番地282（フラワリー霞ヶ関１一408号室）
債務者　石本　宰栄
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４１０号
埼玉県所沢市林２丁目441番地の16
債務者　渡邊　　亮
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４３５号
埼玉県所沢市小手指町３丁目22番地の３　小手指ハイツＴ一204
債務者　里　利代子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４４０号
埼玉県川越市むさし野１番地１（幸和ビル303号室）、前住所埼玉県川越市四都野台19番地８
債務者　加納　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３２６号
神奈川県座間市東原３丁目25番８号　青空ハイツ202号
債務者　水野　良幸
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４１号
北海道赤平市茂尻中央町北１丁目５番地
債務者　福嶋美夜子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
北海道登別市常盤町３丁目４番地２　ハイツファミール１一３、前住所北海道新冠郡新冠町字東町24番地の21
債務者　向井　小枝（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
盛岡市月が丘３丁目15番５一203号、旧住所秋田県鹿角市花輪字柴内太田谷地21番地20コーポルーシャン101号
債務者　桂島　智男
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６７号
新潟県阿賀野市高田297番地２
債務者　松岡　　斉
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第６８号
新潟県阿賀野市高田297番地２
債務者　松岡美代子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８３号
新潟県新発田市新栄町２丁目２番25号　クレール・タカハシ　206
債務者　宮下　裕美
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部